

重要事項説明書

(訪問介護サービス、予防専門型訪問サービス)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、平成11年厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者名称	社会福祉法人ケアマキス
法人の所在地	愛知県名古屋市天白区笹原町 1701 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 牧 廣美
電話番号	052-693-5461

2 事業者が実施する他のサービス

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ケアマキス柴田	名古屋市南区柴田本通四丁目15番地
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイ ケアマキス柴田	名古屋市南区柴田本通四丁目15番地
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ケアマキス笹原	名古屋市天白区笹原町1701番地
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイ ケアマキス笹原	名古屋市天白区笹原町1701番地
居宅介護支援 介護予防支援	居宅介護支援事業所 ケアマキス笹原	名古屋市天白区笹原町1701番地
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスセンターケ アマキス笹原	名古屋市天白区笹原町1701番地
通所介護 介護予防通所介護	サニーガーデン土原	名古屋市土原五丁目103番地

3 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションケアマキス笹原
介護保険事業所番号	2371603107、23A1600221
サービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護・予防専門型訪問サービス
所在地	名古屋市天白区笹原町1701番地
電話番号	052-918-3003
指定年月日	平成28年 2月 1日
管理者の氏名	石井 啓介
通常の事業の実施地域	名古屋市天白区、南区、瑞穂区、昭和区、緑区
営業日	月曜日～日曜日（12月30日から1月3日は除く）

営業時間	午前8時45分～午後5時45分
------	-----------------

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進を努めるものとする。

5 ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤3名、非常勤1名
実務者研修 修了者	常勤名0、非常勤0名
訪問介護員養成研修1級課程 修了者	常勤0名、非常勤0名
訪問介護員養成研修2級課程 修了者	常勤0名、非常勤0名

6 サービスの概要（訪問介護、介護予防訪問介護、予防専門型訪問サービス）

提供するサービス内容は下記の通りで、指定の時間帯に応じて（ご利用者様個々の訪問介護計画書・介護予防訪問計画書・予防専門型訪問サービス計画書に沿って）選択されたサービスを提供します。

サービスの種類	サービス内容
身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助・就寝介助・着脱・排泄・移動・体位交換・入浴・清拭・整容・食事・口腔ケア・通院等介助・その他制度に準ずる内容など
生活援助	家事を行う事が困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理・洗濯・住居の掃除、整理整頓・買い物、衣類の整理、薬の受け取り・その他制度に準ずる内容

次のサービス内容は、介護保険制度上、サービス提供できません。

<ul style="list-style-type: none"> × 医療行為や年金等の金銭の取り扱い。（ただし買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です。） × ご利用者以外の洗濯・調理・買い物・布団干しなど。 × 主としてご利用者が使用する居室以外の清掃。 × 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけなど。 × 来客の応接（お茶、食事の手配など） × 家具、電気器具の移動、修繕など。
--

7 利用料金

別紙「サービスご利用料金表」をご参照下さい。

8 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にあっても交通費は頂いておりません。

8 キャンセル料

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用日の自己負担分の料金

9 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前8時45分～午後5時45分 ご利用方法 電話 052-918-3003 住所 名古屋市天白区笹原町1701番地 ヘルパーステーションケアマキス笹原相談室
名古屋市社会福祉協議会	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話052-910-7976 住所 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館 5階
愛知県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ※但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日・3日並びに12月29日から同31日までの日を除く。 ご利用方法 電話052-971-4165 住所 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階 愛知県国保連合会介護福祉室内 苦情相談室

10 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います 緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関①	医療機関の名称	名古屋市立緑市民病院
	院長名	神谷保廣
	所在地	名古屋市緑区潮見が丘1-77
	電話番号	052-892-1331

	診療科	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、消化器外科、脳神経外科、小児外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科（20科）
	入院設備	あり
	救急指定の有無	あり
協力医療機関②	医療機関の名称	南医療生活協同組合 総合病院 南生協病院
	院長名	長江 浩幸
	所在地	名古屋市緑区南大高二丁目 204 番地
	電話番号	052-625-0373
	診療科	内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、血液内科、糖尿病科、神経内科、腎内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、メンタルクリニック、小児科、病理診断科、麻酔科、放射線科（20科）
	入院設備	あり
	救急指定の有無	あり

1.1 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	評価実績なし
実施した直近の年月日	評価実績なし
実施した評価機関の名称	評価実績なし
評価結果の開示状況	評価実績なし

1.2 感染症対策（感染症対策指針による）

個別対応・個別支援に取り組んでおりますが、集団生活の観点も考慮し、個人の健康管理に気を配っています。風邪症状のある場合は利用を控えて頂く場合がございます。また、ご利用中に体調不良を確認した際はご家族様へご連絡後、サービス提供を中断し、ご帰宅の手配をとらせて頂く場合もあります。

1.3 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の予防のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者 石井 啓介

- 1) 苦情解決体制を整備しています。
- 2) 定期的に虐待防止のための委員会を開催します。
- 3) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- 4) 虐待防止のための研修を定期的実施します。

- 5) 虐待防止のための指針を整備します。

1.4 ハラスメントについて

ハラスメントに関する事業者の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行う。利用者、家族または身元保証人等から、事業所及びそのサービス従事者、その他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービス利用を一時中止もしくは契約を解除する場合があります。

1.5 介護サービスの利用にあたってのお願い・禁止事項（カスタマーハラスメント防止に関する方針）

当事業所では、すべての利用者に安心してサービスをご利用いただけるよう、職員が安全かつ尊厳をもって業務に従事できる環境の整備に努めております。これに伴い、利用者およびその家族による、以下の行為は「カスタマーハラスメント（カスハラ）」として禁止しております。また、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスの提供を中止し、契約を終了させていただく場合があります。なお、契約終了にあたっては、利用者の安全と権利を尊重し、必要に応じて関係機関と連携のうえ、適切な支援体制の確保に努めます。

【禁止行為の例】

- (一) 職員に対する身体的暴力（暴行・接触の強要等）
- (二) 職員に対する精神的暴力（威嚇・威迫・脅迫・暴言・人格否定・頻回及び長時間の執拗なクレーム等）
- (三) 職員に対する性的言動（セクシュアルハラスメント：不快な言葉・接触・性的な冗談・誘いかけ等）
- (四) 職員や他の利用者に対する差別的言動、サービス利用中における従業員の 写真・動画・音声の無断撮影および SNS 等での誹謗中傷
- (五) 正当な理由のない過度な要求・脅迫・威圧的言動など、事業運営を妨げる行為

1.6 業務継続計画の策定等

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施 します。

年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1 に対
甲2
して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 事業者 事務所所在地 名古屋市天白区笹原町1701番地

名称 ヘルパーステーションケアマキス笹原

管理者 石井 啓介 印

説明者 石井 啓介 印

(甲) 私は、本書面に基づいて甲から上記重要な事項の説明を受けました。
私は、居宅介護サービスの提供開始に同意します。

(甲1) 利用者 住所

氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名 印